明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔府　令〕
○保険業法施行規則の一部を改正する内閣府令（内閣府四六）　一
〔省　令〕
○不正競争防止法第十六条第一項及び第三項並びに第十七条に規定する外国の国旗又は国の紋章その他の記章及び外国の政府若しくは地方公共団体の監督用若しくは証明用の印章又は記号並びに国際機関及び国際機関を表示する標章を定める省令の一部を改正する省令（経済産業五九）　一七
〔告　示〕
○保険業法第百八十五条第一項の免許に関する件（内閣府七六）　二六
○所得税法施行規則第四十七条の二第三項第一号及び法人税法施行規則第二十四条に規定する主務官庁又は所轄庁の証明に関する手続を定める件の一部を改正する件（内閣府・総務・文部科学・厚生労働一）　二七
〔公　告〕
諸事項
官庁
基本測量関係事項関係　二六
裁判所
破産、免責、再生関係　三〇
特殊法人等
地方公務員災害補償基金令和三年度決算、弁理士登録関係　三五
地方公共団体
行旅死亡人関係　三五
会社その他
会社決算公告　三六

府令

○内閣府令第四十六号

保険業法（平成七年法律第百五号）第三百四条の規定に基づき、保険業法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和四年七月四日

内閣総理大臣　岸田　文雄

保険業法施行規則の一部を改正する内閣府令

保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）の一部を次のように改正する。

別紙様式第二十五号の二及び別紙様式第二十五号の三を次のように改める。